

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年3月11日

香川県知事 池 田 豊 人

| 役員の<br>種 類 | 氏 名   | 住 所              | 退任年月日     |
|------------|-------|------------------|-----------|
| 理 事        | 新居 一夫 | 丸亀市飯山町下法軍寺1248番地 | 令和7年2月25日 |